様式第１号（第７条関係）

年 　　月　　 日

愛媛県犯罪被害者等支援金事業運営委員会　会長 様

（申請者）

被害者との続柄

（申請者が未成年者の場合）

保護者氏名

電話番号 （　　）　　　　－

愛媛県犯罪被害者等転居費用助成金交付申請書兼実績報告書

愛媛県犯罪被害者等転居費用助成金の交付を受けたいので、下記のとおり、交付の申請及び実績の報告をします。

記

１　犯罪被害の概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 被害を受けた方 | 氏名 |  |
| 生年月日 | 年　　　　　月　　　　　日生 |
| 住所 |  |
| 被害が発生した日 |  |
| 被害を知った日 |  |
| 被害を受けた場所 |  |
| 罪種 | □殺人　□強盗　□傷害　□性犯罪　□その他（　　　　　　）　　□不明 |
| 被害の概要 | 例：１人暮らしの自宅マンションに侵入した見知らぬ男から、性暴力の被害を受けた。その男には自宅の場所を知られており、再被害のおそれがある。 |
| 事件捜査担当警察署 | 都道府県　　　　　　　　　　警察署 |
| 事件受理番号 |  |

（裏面へつづく）

２ 交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　　 円

３ 転居年月日 　　　　　　　　　年　　 月　　 日

４ 転居前住居 　　　　〒　　　 －

５ 転居後住居 　　　　〒 　　　－

６ 交付決定等通知書送付先

□ 転居後住居 　　　　〒　　　 －

□ その他

７ 他の公的な機関の同様の制度による転居費用の助成の有無

□なし　　　　　□あり（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

８ 被害を受けた方による犯罪行為誘発行為、責めに帰すべき行為※の有無

　　□なし　　　　　□あり（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

※次に掲げる行為など

・他人をそそのかして犯罪実行の決意を起こさせたり、犯罪行為を容易にするため助力を行ったりする行為

　　　・過度の暴力や脅迫、重大な侮辱など当該犯罪を誘発する行為

・当該犯罪行為を容認　　　・その他、当該犯罪に関して著しく不正な行為

９　被害を受けた方及び申請者とも、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号及び第６号に定める暴力団・暴力団員に該当せず、また、暴力団・暴力団員に協力し、若しくは関与する等密接な関係にはありません。

□はい　　　　　□いいえ

10 被害を受けた方と加害者の関係性（加害者との親族関係がある場合、続柄を記入）

□なし　　　　　□あり（□親族（　　　　　　　　　　）　□知人）

11　助成金の交付に必要な警察等関係機関が保有する犯罪被害者等の個人情報及び国、他の地方公共団体その他のものから同種の助成を受けているか否かの情報について、愛媛県犯罪被害者等支援金事業運営委員会が収集し、提供を受けることへの同意の有無

　　□同意します　　　　　□同意しません

12 添付書類

（１）転居に際して運送事業者等が作成した内訳書及び領収書

（２）転居前及び転居後の住居それぞれの住所を示す書類等

（３）申請者が犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）

（４）申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄に関する市区町村長の発行する戸籍謄本又は抄

本その他の証明書

（５）申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同

様の事情であった者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し、犯罪被

害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書等）

※地方公共団体が発行する各種証明については発行日から３か月以内のものとし、

　住民票については個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付すること。

（裏面へつづく）

13　各種要件等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 助成対象要件 |

|  |
| --- |
| 次の要件に該当します。 （※ 該当項目にチェックしてください。）□「愛媛県犯罪被害者等転居費用助成金交付要綱」第４条第１号ア又はイのいずれかの犯罪により被害を受けた。 □犯罪行為による被害を受けた時に被害者が愛媛県内に居住していた。 □犯罪行為による被害を受けた後、警察に被害届を提出し、受理されている。 □犯罪行為による被害を受けた日から１年以内に本申請書を提出している。 □申請者が、以下のいずれかに該当する。 ①犯罪行為により住居が著しく損壊する等したため居住することが困難となった。②犯罪行為による被害を受けた場所が被害者の住居又はその付近であるなど、再被害のおそれ、二次被害の発生その他の事情により、精神的に当該住居に居住することが困難となった。 ③転居費用助成金の交付を受けた後、転居先（県内に限る。）において再被害のおそれ又は二次被害の発生により、再度の転居が必要である 。 （申請者が未成年者の場合） □転居に関して保護者（親権者又は未成年後見人）の同意を得ている。  |

 |

上記の内容に相違ありません。

なお、上記助成除外事由のいずれかに該当するに至ったとき、又は加害者若しくはその関係者から転居費用に係る損害賠償を受けたときは、速やかに報告し、返還します。

私が提供する個人情報は、市町、愛媛県、愛媛県警察及び愛媛県犯罪被害者等支援金事業運営委員会が転居費用助成制度の範囲内で利用し、かつ共有することに同意します。

申請者　　　　　　　　　　　 （自署）

※本様式中、「被害を受けた方」とは、要綱第３条第２号の被害者を指す。